

四日市市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 5 号

四日市市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

四日市市公衆浴場法施行細則（平成 2 0 年四日市市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（衛生等の基準）</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号ウの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>(3) 大腸菌は、1 ミリリットルにつき 1 個以下であること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（衛生等の基準）</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号ウの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>(3) 大腸菌群（<u>グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。</u>）は、1 ミリリットルにつき 1 個以下であること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）